**第９号様式**（第13条関係）

9.0センチメートル

|  |
| --- |
| 第　　　　　号写真貼り付け箇所身分証明書所属職名氏名年　　月　　日生有効期限　　　　　　年　　月　　日上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第42条第１項、第74条第１項又は第77条第１項の規定に基づき立入検査をする職員であることを証明します。年　　月　　日発行高知県知事 |

備考　１　写真の大きさは、縦４センチメートル、横３センチメートルとする。

6.0センチメートル

２　この身分証明書を紛失し、又はこの身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。

３　この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

|  |
| --- |
| 特定都市河川浸水被害対策法（抜粋）（立入検査）**第42条**　都道府県知事等は、第30条、第37条第１項、第38条第２項、第39条第１項又は前条第１項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、雨水浸透阻害行為に係る土地（対策工事に係る建築物等を含む。）に立ち入り、当該土地、当該雨水浸透阻害行為に関する工事若しくは当該対策工事の状況又は当該対策工事により設置された施設を検査させることができる。２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。（立入検査）**第74条**　都道府県知事等は、第57条第１項、第62条第１項、第63条第２項、第64条、第66条、第71条第１項又は前条第１項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地若しくは建築物に立ち入り、当該土地若しくは建築物又は当該土地若しくは建築物において行われている特定開発行為若しくは特定建築行為に関する工事の状況を検査させることができる。２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。（測量又は調査のための土地の立入り等）**第77条**　国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、第３条第３項（同条第５項において準用する場合を含む。）若しくは第４項の規定による特定都市河川流域の指定又は第44条第１項の規定による保全調整池の指定に関する測量又は調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。２～４　略５　第74条第２項の規定は、第１項の場合について準用する。６～10　略 |

（裏面）